

別表1 医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例

(医療機関等(医療従事者を含む))

①病院・診療所

- ・ 診療録【医師法第24条、歯科医師法第23条】
- ・ 処方せん【医師法第22条、歯科医師法第21条、医療法第21条】
- ・ 助産録【保健師助産師看護師法第42条】
- ・ 照射録【診療放射線技師法第28条】
- ・ 手術記録、検査所見記録、エックス線写真【医療法第21条】
- ・ 歯科衛生士業務記録【歯科衛生士法施行規則第18条】
- ・ 歯科技工指示書【歯科技工士法第18条、第19条】

②助産所

- ・ 助産録【保健師助産師看護師法第42条】

③薬局

- ・ 処方せん(調剤した旨等の記入)【薬剤師法第26条、第27条】
- ・ 調剤録【薬剤師法第28条】

④衛生検査所

- ・ 委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳【臨床検査技師、衛生検査技師法施行規則第12条第15項、第12条の3】

⑤指定訪問看護事業者

- ・ 訪問看護計画書【指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項】
- ・ 訪問看護報告書【指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項】

(介護関係事業者)※保存が想定されている記録も含む

① 指定訪問介護事業者

- ・ 居宅サービス計画(通称:ケアプラン)【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第16条】
- ・ サービスの提供の記録(通称:ケア記録、介護日誌、業務日誌)【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条】
- ・ 訪問介護計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第24条第1項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

【基準第36条第2項】

② 指定訪問入浴介護事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第54条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第54条（準用：第19条）】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第54条（準用：第36条第2項）】

③ 指定訪問看護事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第74条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第74条（準用：第19条）】
- ・ 主治の医師からの指示書【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第69条第2項】
- ・ 訪問看護計画書【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第70条第1項】
- ・ 訪問看護報告書【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第70条第5項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第74条（準用：第36条第2項）】

④ 指定訪問リハビリテーション事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条（準用：第19条）】
- ・ 診療記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第80条第1項第4号】
- ・ 訪問リハビリテーション計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第81条第1項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条（準用：第36条第2項）】

⑤ 指定居宅管理指導事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条（準用：第19条）】

- ・ 診療記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第89条第1項第4号、第2項第4号】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第91条（準用：第36条第2項）】

⑥ 指定通所介護事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条（準用：第19条）】
- ・ 通所介護計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条第1項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条（準用：第36条第2項）】

⑦ 指定通所リハビリテーション事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第119条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第119条（準用：第19条）】
- ・ 通所リハビリテーション計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第115条第1項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第119条（準用：第36条第2項）】

⑧ 指定短期入所生活介護事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第140条（準用：第16条）】
- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第140条（準用：第19条）】
- ・ 身体的拘束等に係る記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第128条第5項】
- ・ 短期入所生活介護計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第129条第1項】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第140条（準用：第36条第2項）】

⑨ 指定短期入所療養介護事業者

- ・ 居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備

及び運営に関する基準第155条（準用：第16条）】

- ・サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第155条（準用：第19条）】
- ・身体的拘束等に係る記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第146条第5項】
- ・短期入所療養介護計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第147条第1項】
- ・苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第155条（準用：第36条第2項）】

⑩ 指定痴呆対応型共同生活介護事業者

- ・サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第161条第2項】
- ・身体的拘束等に係る記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第163条第6項】
- ・痴呆対応型共同生活介護計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第164条第3項】
- ・苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第173条（準用：第36条第2項）】

⑪ 指定特定施設入所者生活介護事業者

- ・サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第181条第2項】
- ・身体的拘束等に係る記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第183条第5項】
- ・特定施設サービス計画【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第184条第3項】
- ・苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条（準用：第36条第2項）】

⑫ 指定福祉用具貸与事業者

- ・居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条（準用：第16条）】
- ・サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条（準用：第19条）】
- ・苦情の内容等の記録【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条（準用：第36条第2項）】

⑬ 指定居宅介護支援事業者

- ・居宅サービス計画（通称：ケアプラン）【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準第13条】

- ・ アセスメントの結果の記録【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第7号】
- ・ サービス担当者会議等の記録【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号】
- ・ モニタリングの結果の記録【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第13号】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第26条第2項】

⑭ 指定介護老人福祉施設

- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条第2項】
- ・ 身体的拘束等に係る記録【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第5項】
- ・ 施設サービス計画【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条】
- ・ アセスメントの結果の記録【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第4項】
- ・ モニタリングの結果の記録【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第10項第2号】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第33条第2項】

⑮ 特別養護老人ホーム

- ・ 行った具体的な処遇の内容等の記録【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第2号】
- ・ 入所者の処遇に関する計画【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第14条】
- ・ 身体的拘束等に係る記録【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第15条第5項】
- ・ 苦情の内容等の記録【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第29条】

⑯ 介護老人保健施設

- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条】
- ・ 身体的拘束等に係る記録【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第13条第5項】
- ・ 施設サービス計画【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第14条】

- ・ アセスメントの結果の記録【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第14条第4項】
- ・ モニタリングの結果の記録【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第14条第10項第2号】
- ・ 苦情の内容等の記録【介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第34条第2項】

⑯ 指定介護療養型施設

- ・ サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項】
- ・ 身体的拘束等に係る記録【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第14条第5項】
- ・ 施設サービス計画【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条】
- ・ アセスメントの結果の記録【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条第4項】
- ・ モニタリングの結果の記録【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条第10項第2号】
- ・ 苦情の内容等の記録【指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第32条第2項】

⑰ 養護老人ホーム

- ・ 入所者の処遇の状況に関する帳簿の整備【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条】
- ・ 苦情の内容等の記録【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第18条】

別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的

(医療機関等の場合)

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕

- ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービス
- ・医療保険事務
- ・患者に係る医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －入退院等の病棟管理
 - －会計・経理
 - －医療事故等の報告
 - －当該患者の医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、
 - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への病状説明
- ・医療保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕

- ・医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －医療機関等の内部において行われる学生の実習への協力
 - －医療機関等の内部において行われる症例研究

(介護関係事業者の場合)

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ー入退所等の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ー当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ーその他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ー介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー介護保険施設等において行われる学生の実習への協力